

【保育所用】 出席停止解除証明書

(宝塚市)

..... 保育所(園)

..... 組

氏名

病名

上記の病症で、 年 月 日から療養中であったが、主要症状が消退し、出席停止期間の基準を満たしたため、 年 月 日より出席停止を解除します。

年 月 日

住 所

医療機関

主治医名

印

出席停止期間の基準

病名	期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。無症状の場合、検体採取日を0日目として5日を経過するまで。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで。
麻疹	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること。
風疹	発疹が消失するまで。 (発疹後の色素沈着は登園可)
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。 (または発疹出現後7日まで)
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。 (発病後2週間は、入水禁止)
結核	排菌なく、病状により感染のおそれがないと認められるまで。(予防投与は登園可)
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
腸管出血性 大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
コレラ	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
細菌性赤痢	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
腸チフス及び パラチフス	医師が感染の恐れがないと認めるまで。

*** いずれの疾患も、出席停止解除は医師の判断が必要です。**

*** 以下の疾患等については出席停止解除証明は不要ですが、罹患後登所(園)する際には登園届が必要です。**

溶連菌感染症	マイコプラズマ肺炎
手足口病	ヘルパンギーナ
伝染性紅斑(りんご病)	感染性胃腸炎
帯状疱疹	伝染性膿痂疹(とびひ)